

12/4～12/10 は人権週間です！

この機会にもう一度、人権について考えてみませんか。

“権利擁護っていったい何？”と思う方は多いのではないのでしょうか。

権利擁護とは『自分の安心・安全や自由な選択、社会参加の機会等の自分の権利が侵害されないように守ること』と言えます。

権利擁護という言葉は難しく感じるかもしれませんが、実は「良かれと思って・・・」と行った行為が権利侵害になる場合もあります。例えば、本人のお金を管理したり本人の生活の場を決めるといったことが、本人の意見や希望を踏まえて検討されているのでしょうか。

権利擁護の視点では『ご本人の思いや希望の確認』が重要な基盤となります。適切な情報が本人に伝わり、本人がそれを基に自分の思いや希望を持ち、そして社会人として自立した生活ができるように支えること（＝意思決定支援）が家族や支援者に求められているのです。

上伊那圏地域自立支援協議会権利擁護部会では権利擁護事例集を作成しています。実例をもとに、権利擁護の視点からポイントを整理しています。ぜひ、困ったときの手引書に、また現在の支援の振り返りにご活用ください。

上伊那圏地域自立支援協議会 権利擁護部会 権利擁護事例集

〈<http://park20.wakwak.com/~kiraria/jiritsushien.html>〉

意思決定支援ガイドライン

〈<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000786189.pdf>〉

編集後記

『はあとぴあ』第29号、如何でしたでしょうか？率直な感想をお聞かせ頂けるとありがたいです。今後も地域の方々への支えとなるように頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

上伊那圏域障がい者総合支援センター きらりあ

〒399-4511 上伊那郡南箕輪村 6451-1

TEL:0265-74-5627 FAX:0265-74-8661

E-mail:ksc@ar.wakwak.com

相談受付日：月曜日～金曜日

(土日祝祭日、年末年始除く)

受付時間：8時30分～17時15分

相談料：無料

ホームページ <http://park20.wakwak.com/~kiraria/>



上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ 広報誌

はあとぴあ

第29号

2022年

12月

発行：(社福)長野県社会福祉事業団 上伊那圏域障がい者総合支援センター

生活全般の不安や困りごとの解決に向けてお手伝いします。

- ・昼間の居場所の紹介や見学同行
- ・福祉サービス利用に関する相談
- ・退院後の地域生活に関する相談等

一般企業への就職に向けたお手伝いをします。

- ・就職活動の手伝い（ハローワークの同行等）
- ・企業の見学や実習（短期トレーニング実習）
- ・職場定着の支援（定期的な職場訪問や面談等）

きらりあは、上伊那地域の障がいのある方が地域で安心して生活できるよう支援するために設置された相談機関です。

障がいのある方やご家族、関係する方々の不安や悩みをお聞きし、一緒に考え、解決に向けたお手伝いをします。

子どもたちのその子らしく、成長・発達していくためのお手伝いをします。

- ・子育てや学校生活の不安等の個別相談
- ・保育園や学校、放課後等デイサービス、学童等への訪問を行い、環境づくりのお手伝い
- ・専門職によるチーム支援

発達障がい支援に関わる支援者に助言や必要な支援の橋渡しおよび地域・関係機関の連携推進等の活動を行います。

今回は、「働く」ということに焦点を当てて、紹介します！

「働く」というのもいろいろな働き方があります。今回はさらさらの「働く」支援の流れの記事にしました。自分にあった働き方や職場を見つけることは、障がいをお持ちの方には時に難しいと思われれることがあるかもしれません。そのような時に「自分の今に合った働き方」を一緒に見つけるお手伝いをいたします。

障がい者総合支援センター

ご本人、家族、医療機関、ハローワーク、市町村、高等学校、企業等からの電話や来所での相談

- ① 生活の様子をお聞きします。
 - ・朝起きる時間やお仕事に出勤する時間は何時ですか？
 - ・お休みの日に楽しんでいることはありますか？ etc
- ② 働き方についてお聞きします。
 - ・1日の就業時間の希望はありますか？
 - ・工賃の希望はありますか？ etc

福祉的就労

福祉サービス提供事業所の見学の同行・体験利用の調整

福祉的就労の3つの働き方

《就労継続支援 A 型事業所》

- ・ご本人と雇用契約を結び働く場を提供しています。
- ・最低賃金が保障され、給与が支給されます。
- ・一般企業等への就職を目指す人へ、就職のための知識等の訓練の機会を提供しています。

《就労継続支援 B 型事業所》

- ・今は年齢や体力の面から一般就労や就労継続 A 型の利用が難しい方に対して働く場を提供しています。
 - ・作業に従事することで「工賃」が支給されます。
 - ・就業時間や就業日数等を相談することができます。
- ※就労継続支援 B 型事業所から一般の企業へ就労する人もいます。体力や働く環境が整ったら就職を目指すことを応援します。

《移行支援事業所》

- ・一般企業等への就職の支援を中心にサービスの提供を行います。
 - ・利用期間は基本的に2年間になります（1年間の更新可）。
 - ・自身の体調管理や職場の上司、同僚との関わり方等の訓練を行います。ながら、自分に合った就労先を一緒に見つけていきます。
- ※一般企業への就職が決まれば「就労定着支援」のサービス提供を受けることもできます。

サービス等利用計画（案）が作成され、市町村の担当者を含めて会議を行います。

支援会議

福祉サービスの利用には市町村によるサービスの支給決定が必要です。

見学・体験が終了したあと、福祉のサービスを受けるためには「サービス等利用計画」の作成が必要になります。「サービス等利用計画」は「相談支援専門員」がお手伝いします。

利用開始

福祉的就労で「自分にあった職種や働き方」を見つけて一般での就労を目指しましょう！

就業・生活支援センター

相談受付

担当を決めて、ご連絡します。

面談（アセスメント）

お話を聞き、本人にあった働き方を一緒に考えます。

働くトレーニングをしたい方

働く準備が整っている方

一般就労

○働き方や生活の様子についてお聞きします。

- ・どんな働き方を希望していますか？
- ・どのくらいお給料が欲しいですか？
- ・仕事をする際に配慮してほしいことはありますか？
- ・障がいには会社へ開示しますか？ etc

就業・生活支援センターは、障がいのある方の一般企業での「働きたい」「働きたい」など、仕事についての相談ができる窓口です。

- 就業支援（ハローワーク同行・職場見学、実習、最終面接の同行 など）
- 定着支援

障害者手帳を使った就労までの流れ

ハローワーク等で仕事探し

短期トレーニング促進事業を使った実習

就職前に仕事を体験することで、職場の環境や仕事内容を理解することができ、また、障がい者雇用を予定する企業もご本人の働き方が確認できます。

職場見学※

職場実習※

就職

定着支援

「就業支援ワーカー」と「生活支援ワーカー」がご本人の得意不得意・生活状況・体調等を聞きながら一人一人にあった仕事探しを支援します。

※見学・実習は雇用先の都合により、実施できない場合もあります。

《就労定着支援事業所》（福祉サービス）

障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

在職者交流会（きらりありに登録している方が対象です）

現在就職している方を対象にグループワークや勉強会を開催する等、在職者同士が交流し、職場での悩み等を話し合う機会を提供する支援をしています。

今年度は、大芝高原にて「歩き方」、駒ヶ根高原にて「腸活」についてをテーマとして開催しました。

写真は、大芝高原で行った在職者交流会のものです。



○職場への定期訪問や本人との定期的な面談で本人の悩み等の課題解決
○在職者交流会（年3回ほど開催予定）